

藤沢市特別会計条例の一部改正について
藤沢市特別会計条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市特別会計条例の一部を改正する条例
藤沢市特別会計条例（昭和39年藤沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り，第4号を第3号とする。

附 則

- 1 この条例は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 藤沢市湘南台駐車場事業費特別会計の令和3年度分の収入，支出及び決算に関しては，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは，湘南台駅地下自動車駐車場の整備事業費に充当した駐車場整備事業債の償還が完了したことに伴い，藤沢市湘南台駐車場事業費特別会計を廃止する必要による。